

会津若松市入札参加資格登録事業者 各位
(工事、工事関係委託及び印刷業務に係る事業者 各位)

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

契約保証金における端数の取り扱いについて (通知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市の契約保証金については、「請負代金又は契約代金の額の 100 分の 10 以上」(会津若松市財務規則第 104 条)としているところですが、契約保証金の算定において 1 円未満の端数が生じた場合の取り扱いについて、下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。

記

1 改正内容

国等の取り扱いに合わせ、契約保証金の算定において 1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとします。

なお、本市においてはこの取り扱いを「物品」及び「役務(一般委託)」において行ってきたところであり、改正に伴い、本市の全ての発注に係る契約保証金について取り扱いが統一されることとなります。

【改正前】

当該端数を切り捨てる。

※ 計算例

契約代金の額	3,159,999 円	
契約保証金	3,159,999 円	$\times 10/100 = 315,999.9 \text{ 円}$
		$\Rightarrow$ 端数切り捨て 315,999 円

【改正後】

当該端数を切り上げる。

※ 計算例

契約代金の額	3,159,999 円	
契約保証金	3,159,999 円	$\times 10/100 = 315,999.9 \text{ 円}$
		$\Rightarrow$ <u>端数切り上げ 316,000 円</u>

2 適用時期

平成 28 年 7 月 1 日(金)以降に契約を締結する案件から適用します。